

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	子どものための教育・保育給付に係る事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柴田町は、子どものための教育・保育給付に係る事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

宮城県 柴田町長

## 公表日

令和7年8月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付に係る事務
②事務の概要	<p>柴田町は子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する業務を行っている。法令等に基づき申請、届出の受理、審査及び確認に関する事務を適切に遂行するため、特定個人情報ファイルを次の業務に使用する。</p> <p>①支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理、審査及び応答に係る業務            ②保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る業務            ③支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理、審査及び応答に係る業務            ④支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更の審査及び応答に係る業務            ⑤支給認定の取消しの審査及び応答に係る業務            ⑥支給認定証再交付申請の受理、応答に係る業務</p> <p>番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報について情報連携を行う。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>子どものための教育・保育給付に係る業務において必要となる申請内容、個人番号や個人情報の取得(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得。以降、電子申請データと呼ぶ)と電子申請時の本人性確認、申請書の印刷、申請、届出の受理について、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、基幹システムに取り込む場合も含む。</p>
③システムの名称	・住民情報システム(子ども子育てシステム、宛名管理システム) ・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー ・申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 番号法別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>(別表における情報照会の根拠)            番号法第19条第8号に基づく主務省令第2表の155の項            (別表における情報提供の根拠)            :なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2115
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、下記のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、使用管理のされている電磁的記憶媒体のみを使用する等、これらの対策を確実に実施している。 ・特定個人情報を含む書類や電磁的記憶媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、e-learningによる教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては期間内の受講を促し、関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	5.評価実施機関における担当部署②所属長	長谷川 敏	平間 清志	事後	
平成27年8月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・住民情報システム(子ども子育てシステム、宛名管理システム) ・中間サーバー	・住民情報システム(子ども子育てシステム、宛名管理システム) ・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー		
平成28年4月1日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	平間 清志	鈴木 俊昭	事後	
平成29年12月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ③システムの名称	柴田町は子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する業務を行っている。法令等に基づき申請、届出の受理、審査及び確認に関する事務を適切に遂行するため、特定個人情報ファイルを次の業務に使用する。 ①支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理、審査及び応答に係る業務 ②保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る業務 ③支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理、審査及び応答に係る業務 ④支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更の審査及び応答に係る業務 ⑤支給認定の取消しの審査及び応答に係る業務 ⑥支給認定証再交付申請の受理、応答に係る業務 番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報について情報連携を行う。情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として整備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うこと、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実施する。 【みやぎ電子申請サービスにおける事務の内容】 子どものための教育・保育給付に係る業務において必要となる申請内容、個人番号や個人情報の取得(申請・届入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得。以降、電子申請データと呼ぶ)と電子申請時の本人性確認、申請書の印刷。	柴田町は子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する業務を行っている。法令等に基づき申請、届出の受理、審査及び確認に関する事務を適切に遂行するため、特定個人情報ファイルを次の業務に使用する。 ①支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理、審査及び応答に係る業務 ②保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る業務 ③支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理、審査及び応答に係る業務 ④支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更の審査及び応答に係る業務 ⑤支給認定の取消しの審査及び応答に係る業務 ⑥支給認定証再交付申請の受理、応答に係る業務 番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報について情報連携を行う。情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として整備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うこと、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実施する。 【みやぎ電子申請サービスにおける事務の内容】 子どものための教育・保育給付に係る業務において必要となる申請内容、個人番号や個人情報の取得(申請・届入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得。以降、電子申請データと呼ぶ)と電子申請時の本人性確認、申請書の印刷。		
平成29年12月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・住民情報システム(子ども子育てシステム、宛名管理システム) ・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー	・住民情報システム(子ども子育てシステム、宛名管理システム) ・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー ・みやぎ電子申請サービス		
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	鈴木 俊昭	水戸 浩幸	事後	
平成31年4月22日	IV リスク対	なし	項目新設	事後	
令和5年2月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	柴田町は子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する業務を行っている。法令等に基づき申請、届出の受理、審査及び確認に関する事務を適切に遂行するため、特定個人情報ファイルを次の業務に使用する。 ①支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理、審査及び応答に係る業務 ②保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る業務 ③支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理、審査及び応答に係る業務 ④支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更の審査及び応答に係る業務 ⑤支給認定の取消しの審査及び応答に係る業務 ⑥支給認定証再交付申請の受理、応答に係る業務 番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報について情報連携を行う。情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として整備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うこと、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実施する。 【みやぎ電子申請サービスにおける事務の内容】 子どものための教育・保育給付に係る業務において必要となる申請内容、個人番号や個人情報の取得(申請・届入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得。以降、電子申請データと呼ぶ)と電子申請時の本人性確認、申請書の印刷。	柴田町は子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する業務を行っている。法令等に基づき申請、届出の受理、審査及び確認に関する事務を適切に遂行するため、特定個人情報ファイルを次の業務に使用する。 ①支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理、審査及び応答に係る業務 ②保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る業務 ③支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理、審査及び応答に係る業務 ④支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更の審査及び応答に係る業務 ⑤支給認定の取消しの審査及び応答に係る業務 ⑥支給認定証再交付申請の受理、応答に係る業務 番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報について情報連携を行う。情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として整備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うこと、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実施する。 【みやぎ電子申請サービスにおける事務の内容】 子どものための教育・保育給付に係る業務において必要となる申請内容、個人番号や個人情報の取得(申請・届入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得。以降、電子申請データと呼ぶ)と電子申請時の本人性確認、申請書の印刷。		
令和5年2月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・住民情報システム(児童手当システム、宛名管理システム) ・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー・みやぎ電子申請サービス	・住民情報システム(児童手当システム、宛名管理システム) ・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー・申請管理システム		
令和6年3月29日	II しいき値判断項目 1.対象者人数、2.取扱者数	平成26年6月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年9月1日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	工藤 昌之	真嶋 朱美	事後	
令和7年8月1日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項	番号法第9条第1項 番号法別表127の項	事後	
令和7年8月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)・116の項(別表第二における情報提供の根拠)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)(別表における情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2表155の項(別表における情報提供の根拠)	事後	